

香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第18号

香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「看護職員養成施設」とは、<u>法に規定する</u>文部科学大臣の指定した学校若しくは厚生労働大臣の指定した保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所又は知事の指定した准看護師養成所をいう。</p> <p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者又は看護師の免許を受け、かつ、修士課程に現に在学している者であって、将来、規則で定める医療施設等（以下「特定医療施設等」という。）において看護職員の業務（特定医療施設等のうち規則で定めるものにあつては、規則で定める業務に限る。）に従事しようとするものに対し、知事が定める月から当該看護職員養成施設を卒業し、又は当該修士課程を修了する月まで貸し付ける。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>修学資金の利子の利率は、年10パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>(返還債務の免除)</p> <p>第7条 修学資金の貸付けを受けた者の死亡又は心身の著しい障害により<u>修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）</u>を免除するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「看護職員養成施設」とは、<u>法第19条から第21条までの規定により、</u>文部科学大臣の指定した学校若しくは厚生労働大臣の指定した保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所又は<u>法第22条の規定により</u>知事の指定した准看護師養成所をいう。</p> <p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者又は看護師の免許を受け、かつ、修士課程に現に在学している者であって、将来、規則で定める医療施設等（以下「特定医療施設等」という。）において看護職員の業務（特定医療施設等のうち規則で定めるものにあつては、規則で定める業務に限る。<u>以下「業務」という。</u>）に従事しようとするものに対し、知事が定める月から当該看護職員養成施設を卒業し、又は当該修士課程を修了する月まで貸し付ける。</p> <p>2 修学資金の額は、規則で定める。</p> <p>3 <u>修学資金は、無利子で貸し付ける。</u></p> <p>(返還債務の免除)</p> <p>第7条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>看護職員養成施設を卒業した後、特定医療施設等のうち、規則で定める施設等以外のもの（以下「第1号特定医療施設等」という。）において、引き続き5年間（他種の看護職員養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、業務に従事できなかった期間を除く。）</u></p>

業務に従事したとき。ただし、当該理由がなくて、看護職員養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該看護職員養成施設卒業の資格に係る看護職員の免許（以下「免許」という。）を取得できなかったとき、及び免許取得後直ちに第1号特定医療施設等において業務に従事しなかったときを除く。

(2) 修士課程を修了した後、特定医療施設等のうち、規則で定める施設等以外のもの（以下「第2号特定医療施設等」という。）において、引き続き5年間（学校教育法に基づく大学院の博士課程（これに相当する外国の教育機関の課程を含む。以下「博士課程」という。）への進学、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、当該理由がなくて、修士課程を修了した後、直ちに第2号特定医療施設等において業務に従事しなかったときを除く。

(3) 前2号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2. 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定により免除される場合を除き、修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護職員養成施設を卒業した後、貸付けを受けた期間に相当する期間以上第1号特定医療施設等において業務に従事したとき。

(2) 死亡又は心身の著しい障害により修学資金を返還することができなくなったとき。

3. 前項第1号の規定により免除することができる返還の債務の額は、第1号特定医療施設等における業務従事期間を修学資金の貸付けを受けた期間（前条第2項の規定により修学資金の貸し付けられなかった期間を除き、かつ、この期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

4. 前3項に規定する業務従事期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定めるものとする。

(返還)

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき（他種の看護職員養成施設又は学校教育法に基づく大学院の博士課程（これに相当する外国の教育機関の課程を含む。以下「博士課程」という。）への進学、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときを除く。）は、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）の4倍に相当する期間内で規則で定める期間（次条の規定により返還の債務が猶予されたときは、当該猶予された期間を含む。）内に貸し付けられた修学資金を返還しなければならない。

(1) 略

(2) 看護職員養成施設を卒業したとき。

(3) 修士課程を修了したとき。

(返還の債務の履行猶予)

第9条 略

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者の疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときは、その理由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予することができる。

第8条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき（他種の看護職員養成施設又は博士課程への進学、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときを除く。）は、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間（次条の規定により返還の債務が猶予されたときは、当該猶予された期間を含む。）内に貸し付けられた修学資金を返還しなければならない。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 看護職員養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得しなかったとき。

(3) 免許を取得した後、直ちに第1号特定医療施設等において業務に従事しなかったとき。

(4) 修士課程を修了した後、直ちに第2号特定医療施設等において業務に従事しなかったとき。

(5) 看護職員養成施設を卒業した者にあつては、前条第1項の規定による返還の債務の免除を受ける前に、第1号特定医療施設等において業務に従事しなくなったとき。

(6) 修士課程を修了した者にあつては、前条第1項の規定による返還の債務の免除を受ける前に、第2号特定医療施設等において業務に従事しなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第9条 略

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 看護職員養成施設を卒業した後、第1号特定医療施設等において業務に従事している場合

(2) 修士課程を修了した後、第2号特定医療施設等において業務に従事している場合

(3) 疾病、負傷その他やむを得ない理由がある場合

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。